

令和7年度 認定こども園入園案内

令和6年12月16日

大 樹 町

町では令和7年度の認定こども園の入園児童を次のとおり募集いたします。

記

1 募集するこども園と定員

区 分	こども園名	定 員
法 人	認定こども園たいき (保育所部門・幼稚園部門)	155 名

定員と利用選考について

認定こども園への入園については、希望者が多数いるため希望する認定こども園へ入園できない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。なお、認定こども園が定員超え等により不承諾となった場合は、入園待機者として取り扱われ、空きが出た時点で、待機者及び途中入園希望者の中から保育の必要度について選考を行い、再度承認・不承認の決定を行います。

2 募集対象児童

☆保育所部門

年 齢 区 分	生 年 月 日
0 歳 児	令和 6 年 4 月 2 日生から令和 6 年 6 月 1 日生まで
1 歳 児	令和 5 年 4 月 2 日生から令和 6 年 4 月 1 日生まで
2 歳 児	令和 4 年 4 月 2 日生から令和 5 年 4 月 1 日生まで
3 歳 児	令和 3 年 4 月 2 日生から令和 4 年 4 月 1 日生まで
4 歳 児	令和 2 年 4 月 2 日生から令和 3 年 4 月 1 日生まで
5 歳 児	平成 31 年 4 月 2 日生から令和 2 年 4 月 1 日生まで

☆幼稚園部門

年 齢 区 分	生 年 月 日
3 歳 児	令和 3 年 4 月 2 日生から令和 4 年 4 月 1 日生まで
4 歳 児	令和 2 年 4 月 2 日生から令和 3 年 4 月 1 日生まで
5 歳 児	平成 31 年 4 月 2 日生から令和 2 年 4 月 1 日生まで

3 認定こども園に入園できる基準

☆保育所部門

児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保護者に代わってこども園が保育する必要性があると認められた場合に限りします。

- (1) 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む。ただし、一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
- (2) 妊娠、出産
- (3) 保護者の疾病、傷害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）※原則、短時間保育となります。
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
※原則、短時間保育となります。
- (10) その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

0～2 歳児の入園について

0～2 歳児の申込みが近年増加傾向にあり、認定こども園においても保育士の確保に努めているところですが、希望者多数の場合は入園の選考を行うことがあります。選考の際は「令和7年度認定こども園利用基準表」に基づいた点数を考慮し優先順を決定します。

☆幼稚園部門

幼稚園部門は保護者の就労に関わらず、令和7年4月1日に3歳になっている児童は入園することができます。

4 入園申込書一式（本申請）の提出について

- ☆ 提出期間 令和7年1月6日（月）から令和7年1月17日（金）
- ☆ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分
（期間内・受付時間内に提出できない方は保健福祉課児童保育係
Tel6-2700 までご連絡ください）
- ☆ 提出先 保健福祉課児童保育係（大樹町高齢者保健福祉推進センターらいふ内）
- ☆ 提出方法 持参提出（郵送及び、役場や認定こども園への持参提出はお受けできませんのでご注意ください）

全 員 必 須

- ① 支給認定等申請書兼こども園利用申請書
- ② 健康状態申告書（兼アレルギー疾患に関する調査票）
 - ・入園希望児童の健康状態等について詳しく記入してください。
- ③ 利用同意書
- ④ 個人情報使用同意書

保育所部門 入園希望の方必須

- ⑤ 保育理由申告書
 - ・入園希望児童を家庭で保育できない理由を記入していただきます。また、保育理由により別途添付が必要な書類を選択肢の指示通り添付してください。

保育所部門で下記の理由により入園申込みされる方必須

- ⑥ 就労
 - ・就労証明書（父母両方）

就労証明書の提出について

保護者の就労内容等（就労先・就労形態・就労日数、時間等）を定期的に確認するため就労証明書の提出をお願いします。今回は、令和7年5月です。（就労証明書の様式は、令和7年4月下旬に配布する予定です。）

- ⑦ 妊娠・出産
 - ・母子手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）
- ⑧ 保護者の疾病、障害
 - ・診断書等の写し等、病気・けがの状況がわかる書類
- ⑨ 同居または長期入院している親族の介護・看護
 - ・診断書または障害者手帳、介護保険証の写し
- ⑩ 災害復旧
 - ・内容がわかる書類
- ⑪ 求職活動（起業準備を含む）
 - ・ハローワークの登録証（ハローワークカード）の写し等、求職中であることを確認できる書類
- ⑫ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
 - ・在学証明の写しや時間割、通学の状況がわかる書類
- ⑬ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であるとき
 - ・育児休業証明書

※用紙が必要な方は保健福祉課児童保育係（Tel6-2700）までご連絡ください。

0～2 歳児 入園希望の方必須

- ⑭ 令和 7 年度 認定こども園（保育所部門）利用調整基準表
・該当する項目に「○」を記入してください。（両面）

新規入園で令和 6 年 1 月 1 日以降に大樹町に転入された方必須

- ⑮ 所得情報取得（情報連携）同意書
・保育料算定に必要なため「所得情報取得（情報連携）同意書」を提出してください。なお、所得情報取得に同意されない方につきましては、令和 6 年度所得課税証明書を提出してください。令和 6 年度所得課税証明書は令和 6 年 1 月 1 日に住民登録されている市区町村で発行されます。発行方法や料金等詳しくは発行先の市区町村へお問合せください。

通園バス利用希望の方必須

- ⑯ 通園バス利用申込書
・生花、晩成、美成、浜大樹、更生、下芽武、開進、石坂、上中島、旭、中島行政区にお住まいで、令和 7 年 4 月 1 日時点で満 2 歳以上の児童が対象です。

注意！！ 必須書類の提出がなかったときは申込みを受理できませんのでご注意ください

5 保育料について

別紙「大樹町保育料金表」を参照してください。

6 途中入園について（令和 6 年 6 月 1 日生まれまでの児童）

年度途中に入園を希望する場合についても、当初入園と同様の書類を提出してください。ただし、入園の可否決定については、原則、入園希望日の 1 ヶ月前に行いますのでご注意ください。申請日と入園希望日の間が 1 ヶ月に満たない場合は、即時決定いたします。

7 こども園の住所と電話番号（問い合わせ先）

区 分	保 育 所 名	住 所	電話番号
法 人	認 定 こ ど も 園 た い き	大樹町西本通 7 3 番地 1	6-2568

※運営主体は、社会福祉法人 大樹福祉事業会（理事長 佐藤 英道）です。

8 利用受付・入園申込等の問い合わせ先

大樹町高齢者保健福祉推進センターらいふ内 保健福祉課児童保育係（担当：小松・山口）	電話 6-2700（直通）
--	---------------